

私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会研究会会則

(根拠)

第1条 本会は、私立大学図書館協会西地区部会東海地区協議会(以下「東海地区協議会」という)会則第4条第1項により東海地区協議会研究会と称し、事務局を幹事校におく。

(目的)

第2条 本会は、大学図書館に関する調査研究を行い、その改善と相互の親睦を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達するために次の事業を行なう。

- 1 研究会の開催
- 2 共同研究及び調査
- 3 研究資料の収集及び保管
- 4 東海地区協議会会報「館灯」の発行
- 5 その他幹事校において必要と認める事業

(組織)

第4条 本会は、東海地区協議会に加盟する図書館で組織する。

(委員)

第5条 本会に幹事校をおく。幹事校は、東海地区協議会において選出し、その任期は1年とする。ただし、再選をさまたげない。

(運営)

第6条 幹事校は、運営委員会を組織して本会の会務を処理し、その結果を東海地区協議会に報告して、その記録を保管する。

(経費)

第7条 本会の経費は、東海地区協議会からの支援費その他の収入をもって充てる。

(会則の改廃)

第8条 本会則の改廃は、東海地区協議会の承認を必要とする。

附 則

- 1 この会則の改正は、昭和33年9月27日から施行する。
- 2 この会則の改正は、昭和41年5月6日から施行する。
- 3 この会則の改正は、昭和51年4月1日から施行する。
- 4 この会則の改正は、平成3年6月21日から施行する。
- 5 本会則は、2003年5月30日から施行する。
- 6 本会則は、2005年5月24日から施行する。